

● 研究ノート

差別行為の一形態としての 「みなし差別」と「関係者差別」

近畿大学人権問題研究所准教授 李 嘉 永

1. はじめに

差別行為とは何か、という問いに対して、「ある特定の差別事由をその属性として有する人に対する不当な差別的言動」、というように、ある特定の人に対する行為として理解されることがある。部落差別であれば部落出身者、性差別であれば女性、人種差別であれば人種の少数者に対して行われる不当な差別的言動だ、という理解である。ある特定の分野の差別を、まさに差別行為の対象者を挙げて表現することもある。障害を理由とした差別に関する日本の立法は、正式名称としては「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」だけれども、その略称は「障害者差別解消法」としてしばしば言及される。

それぞれの分野での差別行為が、当該属性を有するいわゆる「被差別当事者」を対象として行われ、特に厳しく被害を与えることは確かである。差別行為の内容にもよるが、身体的に、心理的に、時には物質的に被害をこうむり、個々の当事者の人生に深く影響を及ぼしている。

他方で、差別行為が、上記のような「被差別当事者」以外の人にも被害を及ぼすことがある。例えば、部落問題の現れ方の一つに結婚差別がある。齋藤直子は、「部落出身であるという理由で、親や周囲が結婚を反対するときに、結婚差別問題が生じる」と述べている¹。そのうえで、膨大なインタビューの分析を通じて結婚差別のプロセスを明らかにしているが、その冒頭の事例において、語り手は、家族が結婚に強固に反対したことに対する部落外出身の彼女の

心情について次のように述べている。

「彼女自身は、妹からそんなん言われて（結婚に反対されて）ショックやと。」

結局彼女は別れを告げるけれども、その後「精神的に大きな負担になり、抑うつ状態に陥っ」たというⁱⁱ。

また、その他の事例では、部落外出身の女性が部落出身の男性の結婚について父親に相談したところ、「暴力をふるいながら猛烈に反対した」と語っているⁱⁱⁱ。

これらの事例が示しているのは、差別行為による物理的・心理的被害は、部落出身者にも及ぶことがあり、それは極めて深刻なものとなる場合もある、ということだ。

また、実際には差別事由に明示される属性を持たないにも関わらず、差別行為による被害を受けることもある。「一九九九年版 全国あいつぐ差別事件」には、次のような事案が報告されている。

「京阪電鉄枚方市駅構内で七月九日よる八時半頃、五ヵ所にわたって「○○（筆者注：○○は人名）は同和」と名指しの差別落書きを書いている人を通行人が発見、駅職員に取り押さえられた。書いていたのは同市のA職員で、しかも同市役所で九六年から今年にかけておこっていた名指しの差別投書・落書き事件の犯人であることがわかった。

被害者は以前同じ職場だった女性職員のBさん（その後の調べでは部落出身者ではない）。A職員はすべての事実を認めているが、動機などについてはあいまいな供述を繰り返している」^{iv}。

この事例は、部落差別の存在を前提に、部落出身者ではない個人を部落出身

者であるとみなして、Bさんの社会的評価を貶めようとする差別行為である。

このように、厳密には「被差別当事者」ではない人に対して行われる差別行為は、「関係者差別」や「みなし差別」と呼ばれている。関係者差別とは、被差別当事者と何らかの関係があること、たとえば被差別当事者の家族や恋人、友人であるということを理由に行われる差別であり、みなし差別とは、差別が行われる属性を持つかどうかに関わりなく、属性を持つものとみなして行う差別である。

前述したいくつかの事例は、部落問題に関するものであるが、その他の差別でも、同様のことは起こりえるだろう。家族に障害のある人がいることを理由に、いやがらせやいじめ、あるいは忌避を受けたり、在日外国人と結婚したことを理由に奇異の目でみられたり。また、血統的には日本民族の一人であるけれども、朝鮮半島出身者であると断定することもしばしばある。いわゆる「在日認定」といわれる行為である。

このような現象について、野口道彦は、部落民の定義をめぐって、次のように述べている。

「差別する人はどのような人を差別する対象として見ているのだろうか。差別者にとって『部落民』とは、忌避すべきだと主観的に認識した人であって、客観的な根拠に基づいているものではない。差別者による定義は本質的に恣意的である。(中略)「どうもそうらしい」というあいまいな手がかりでもって、排除したい対象を選び出す。」^v

このように、差別の被害は、いわゆる「被差別当事者」に集中しながらも、その当事者に近い人々、時には無関係の人にも拡大しているのである。

しかしながら、日本の差別に関する法制は、規制対象とする差別被害を「被差別当事者に対して行われる」ものに限定しがちである。前述した「障害者差

別解消推進法」は、立法の過程で、これらの「関係者差別」や「みなし差別」の存在を認知しながらも^{vi}、差別禁止規定は、障害を理由として障害者でない者との不当な差別的取扱いをすることにより、「障害者の権利利益を侵害してはならない」(下線筆者、同法第7条第1項、第8条第1項)と述べている。また、ヘイトスピーチ解消法は、その提供対象を「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」(下線筆者、同法第2条)としており、関係者差別やみなし差別に基づくヘイトスピーチについては沈黙している。

とはいえ、関係者差別やみなし差別が、まったく等閑に付されているのかといえば、必ずしもそうではない。例えば、みなし差別に関していえば、著名な野党政治家について、朝鮮半島出身者であるとする虚偽の記事を執筆し、かつ掲載したことは、名誉毀損に該当するとした判例がある^{vii}。また、関係者差別についても、熊本地裁が、ハンセン病患者の家族に対する偏見差別について、厚生労働大臣、法務大臣及び文部科学大臣の作為義務違反、並びに国会の立法不作為を認定したことも記憶に新しい^{viii}。このように、日本の裁判例においても、みなし差別や関係者差別の被害が認容される場合があるのだとすれば、今後、これらの形態の差別についても、将来策定されるであろういずれかの差別規制立法において、規制対象とされることは全く考えられないことも言えないであろう。仮に、これらの差別もまた社会的に、そして法的にも許されない差別である、という状況が到来したとすれば、被差別当事者と係累を持つことで、不利益を被ることをおそれ、被差別当事者を忌避したり、排除しようとする人々に対して、そのような行為をしないよう説得するための非常に強い材料となるのではないだろうか。

そこで、本稿では、将来の差別規制立法の強化を期待して、国際社会において、みなし差別や関係者差別がどのように取り扱われているかを検討してみたい。とりわけ、国際人権諸条約の実行、そして欧州人権裁判所、EU司法裁判所の判例について、検討することとしよう。

2. 国際人権諸条約における「みなし差別」と「関係者差別」

とはいえ、これらの形態の差別行為が、国連において策定された国際人権諸条約の条文上、明示的に規制の対象とされているわけではない。差別を禁ずる規定をいくつか挙げてみると、世界人権宣言第2条は、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく」宣言上のすべての権利と自由とを享有することができる」と述べている。また、国際人権規約は「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位」によるいかなる差別もなしに、規約上の権利の行使の保障や、尊重・確保することを、締約国が約束したとしている（社会権規約第2条第2項、自由権規約第2条第1項）。

もちろん、これらの差別禁止事由は例示であって、差別の禁止はこれらの明示された事由に限定されないとすれば、「みなし差別」や「関係者差別」は、当然にこれらの規定による保護を受けることとなると解することもできるだろう。例えば、自由権規約委員会は、一般的意見31において、「領域内のすべての個人及び管轄下にあるすべての個人の規約上の権利を尊重し、確保しなければならない」と述べている（パラグラフ10）。すべての人の権利を尊重しなければならないのであれば、被差別当事者と関係を有する人、あるいは被差別当事者とみなされた人の権利もまた、論理的に尊重されるべきであるということになる。この点に関して、社会権規約委員会の一般的意見20は、差別禁止事由の解説において、とりわけ集団への帰属に関して次のように述べ、みなし差別及び関係者差別が第2条第2項の対象となることを率直に認めている。

「人がひとつの又は複数の禁止された事由によって区別されているかを決める際、帰属は、逆に理由が存在しない場合、関係する個人による自己の同定に基づく。帰属関係にはまた、禁止された事由のひとつによって特徴付けら

れた集団との関連性 (association with a group characterized by one of the prohibited grounds) が含まれ (例えば障がいをもつ子どもの親)、若しくは、個人がこのような集団の一部であることの他者による認識 (perception by others that an individual is part of such a group) が含まれる (例えば同じ皮膚の色を持つ人、若しくは特定の集団の権利の支援者である又は集団の過去の構成員である人)。^{ix}

また、障害者権利委員会一般的意見6も、これらの形態の差別を条約の適用対象とする旨の解釈を示している。すなわち、

『障害に基づく』差別は、現在障害がある人、過去に障害があった人、将来障害を持つようになる素因がある人、障害があると推定される人 (who are presumed to have a disability) に加えて、障害のある人の関係者 (those who are associated with a person with a disability) に対して行われる可能性がある。後者は「関係者差別」として知られている。第5条の範囲が広い理由は、障害に関連のあるあらゆる差別的状況及び／又は差別的行為を撤廃し、これらと闘うためである。^x

同様の理解は、いくつかの地域的機関の差別禁止に関連する文書でも見受けられる。例えば、欧州評議会の「人種主義と不寛容に反対する欧州委員会 (European Commission against Racism and Intolerance)」の一般政策勧告7は、人種主義及び人種差別と闘うための国内立法について勧告しているが、そのパラグラフ4は、かかる国内立法が、直接的及び間接的人種差別を定義しかつ禁止することを求めている。その注釈において、差別に関する事由 (ground) には、「現実の、または推定された事由を含むべきである (must include grounds which are actual or presumed)」と述べ、差別禁止事由の定

義上、みなし差別を含めるよう求めている^{xi}。また、関係者差別については、パラグラフ6において、隔離や差別する意図の表明、差別の扇動と並んで、人種差別の行為類型の一つとして、法律上規定すべきであるとしている^{xii}。注釈では、この関係者差別について、次のように説明している。

「関係者差別とは、ある一つの列挙された事由によって示された一又は複数の者との関係性若しくは接点を理由として、ある人が差別される時に発生する。例えば、ある人が、特定の民族集団に属する人と婚姻していることを理由に、雇い入れを拒否する場合はこれに当たる」^{xiii}。

このように、いくつかの普遍的な人権条約や、地域的機関における差別撤廃を目的とした文書において、解釈上、「みなし差別」や「関係者差別」もまた、適用対象と解されている^{xiv}。平等原則に関する規定上、明示的にこれらの形態の差別は規定されていないけれども、差別禁止事由が例示的であり、すべての人が差別を受けない、という平等原則の普遍性を前提とし、ある特定の行為が、いずれかの差別禁止事由を理由に、他者に対して不利益を与え、仮にその他者が当該差別禁止事由を属性として持たない人であったとしても、そのような行為は当該規定が禁ずる差別に該当すると解しているのである。

3. 「みなし差別」と「関係者差別」に関する欧州人権裁判所およびEU司法裁判所の判例

みなし差別や関係者差別が、国際的な人権保障システム、あるいは地域的な人権保障システムで取り上げられるようになったのは、2000年代以降の現象であり、その事例もさほど多くはない。とはいえ、欧州人権裁判所やEU司法裁判所のいくつかの事案においては、みなし差別や関係者差別が、平等原則違反や均等待遇原則違反に認定されており、これを契機として、欧州諸国の差別

禁止法制において、これらの形態の差別が規制対象とされているか否かが調査されている。また、これらの形態の差別が、実際に差別禁止法上明記されたり、国内裁判所や国内人権機関による個々の事案において違反認定が行われた事例も現れている^{xv}。ここではまず、欧州人権裁判所およびEU司法裁判所による判決をいくつか検討してみよう。

(1) チェチェン民族出身であるという証言のみを根拠として、チェチェン民族とみなして行った入国拒否：欧州人権裁判所、ティミシェフ対ロシア事件判決

本件は、チェチェン共和国出身で、チェチェン民族に属する原告が、チェチェン紛争の影響で近隣のカバルダ・バルカル共和国のナリチクに在住していたところ、イングーシ共和国からカバルダ・バルカル共和国に帰還しようとしたが、検問所にて、チェチェン人であることを理由に入国を拒否したことが、欧州人権条約第4議定書第2条に規定される移動の自由の権利、及びこの権利の享有に関して第14条に基づく平等原則違反が認定された事例である。本件において、被告ロシア側は、ロシア憲法が、その市民に対して自らの民族的出身を知らせることを求めておらず、かつ身分を証明する文書にも明記されていないわけではないから、原告の差別に関する申立は十分に立証されていないとして、棄却するよう求めていた^{xvi}。

これに対し欧州人権裁判所は、次のように述べて、ロシア側の主張を排斥している。つまり、「政府の主張において、ある人の民族的出身は、ロシアの身分証明文書のいずれにも掲載されていないのであるから、この命令（注：カバルダ・バルカル共和国内務省の上官が国境警備員に対して行った、チェチェン人を入国させない旨の口頭の指示）は、現実にチェチェンの民族性を有する者のみならず、当該民族集団に属するものと単にみなされたものについても、通過を禁じたものである」（下線筆者）とし、このことは、ある者の民族的出身

を理由に、移動の自由の権利の享有において、明確な取り扱いの不平等を示している、と認定した^{xvii}。

本件においては、被害者は実際にはチェチェン民族であるわけだが、カバルダ・バルカル共和国の国境警備員は、被害者の民族的出身を確認することなく、原告が実際にチェチェン民族であるかどうかに関わりなく、チェチェン民族であるとみなして、入国を拒否したのである。

(2) 障害のある子の介護を理由とした差別的取扱い及びハラスメント：EU 司法裁判所、コールマン対アトリッジ・ロー及びスティーブ・ロー事件判決

みなし差別の問題に比して、関係者差別の事例は比較的多数である。欧州司法裁判所（現 EU 司法裁判所）の差別撤廃指令に関する判例のうち、このコールマン事件が、関係者差別を認容したリーディング・ケースとして位置づけられている。

この事案では、法律事務所に勤めていた原告が、障害のある子の主たる介護者として日々の介護を行っていたところ、出産・育児休業終了後の原職復帰の拒否、労働時間や労働条件の柔軟な変更の拒否、介護のための早退を申請した際に「怠け者」などという発言をしたことなどが、EU 雇用差別撤廃指令 2000/78/EC が禁止する、障害を理由とした差別的取扱い及びハラスメントに該当するか否かが焦点となった。

この事件について先決的裁定を求めたイギリスの裁判所は、その付託事項として、EU 雇用差別撤廃指令は、現に障害のある人のみを直接差別及びハラスメントから保護しているか否か、もしそうでないとなれば、当該指令は、障害のある人との関係性を理由に不利益な取扱いやハラスメントを受けた場合、本人に障害がないとしても、その被用者を保護しているか否かを挙げていた^{xviii}。

この点に関し、EU 司法裁判所は、雇用差別撤廃指令は、雇用及び職業に関

して、宗教又は信条、障害、年齢又は性的指向に基づく差別と闘うための一般的枠組みを整備するものであり（para. 34）、当該指令第2条第1項は、平等原則を、障害を含む事由を理由とするいかなる直接差別または間接差別も存在しないことであると定義していること（para. 35）、そして、第3条第1項は、当該指令が、共同体の権限の範囲内において、全ての人に適用されると規定していること（para. 37）などを挙げ、指令のこれらの規定からは、かかる指令が保護しようと設計されている平等取扱いの原則は、自身が指令の意味における障害を有している者のみに限定されるという解釈は引き出されない。そうではなく、この指令の目的は、雇用及び職業に関して、障害を理由とするあらゆる形態の差別と闘うことであり、この指令に含まれる平等取扱いの原則は、特定のカテゴリーの人に対して適用されるのではなく、第1条に言及される差別禁止事由への言及によって適用される、とした（para. 38）。このような解釈に基づき、雇用差別撤廃指令第1条及び第2条第1項、第2項（a）の規定は、当該規定に定められる直接差別の禁止が、自身に障害がある人のみに限定されるものではないことを意味するものとして解釈されなければならない、と判示し（para. 56）、同様の論理によって、ハラスメントに関しても、障害のある子を介護していることを理由とする場合も、当該指令の禁ずるハラスメントに該当すると判示した（para. 63）。

（3）母親の在留資格を理由とした出産手当不支給の決定：欧州人権裁判所、ウェラー対ハンガリー事件

ハンガリー国籍を有する男性が、ルーマニア国籍で、定住資格を有する女性と2000年に婚姻し、女性が元配偶者との間で出産した4人の子を養育していたところ、2005年に2人の子をもうけた。その際、母親の在留資格は有期の定住許可であったが、2007年には永住資格を認められたという。2005年の出産に伴って、家族支援法の規定に基づき、父親及び子の名義で出産手当の支給

を申請したところ、ハンガリー政府財務省は、当該法律上、出産手当の受給資格は、母親、養親及び後見人のみとされており、父親については、母親が死亡した場合にのみ支給されること、また、母親がハンガリー国籍を持たない場合、難民または他の EU 構成国の国民であり、かつ永住資格を有することが要件であることから、本件ではいずれの要件も満たしていないとして、不支給の決定をした^{xix}。

この点について、当該男性及び2人の子は、それぞれ出産手当の不支給決定が、欧州人権条約第8条の意味における家族生活について尊重される権利と合わせ読んだ第14条の平等原則に依拠して、差別的取扱いに当たるとして、欧州人権裁判所に提訴した。

欧州人権裁判所は、男性の主張について、性に基づく差別というよりは、「父親たる地位 (Parental Status)」を理由とする差別の被害を受けたとして、条約違反を認定したが^{xx}、本稿の関心の関連では、むしろ子の主張に関する論旨が検討に値しよう。子にとって、本件不支給決定の理由は、単に母親が永住資格ではなく、有期定住資格であったことであるが、いずれも適法に在留している以上、これらの間に出産手当の支給について取扱いの相違をもたらすための合理的な正当化理由は見いだせないとして、子の訴えについても、本件の取扱いの相違は、差別であると認定した。すなわち、本人ではなく、母親の在留資格を理由とする手当不支給決定が、第14条の禁ずる差別に該当するとしたのである。

(4) 申請者の子の障害という事情を考慮せずに行った、不動産移転税法上の減免申請の却下：欧州人権裁判所、ゲベリナ対クロアチア事件

なお、平等権規定の差別禁止事由のうち、障害のある子の親という地位が、欧州人権条約第14条にいう「他の地位 (other status)」に当たるとした事例もある。2003年、クロアチアのザグレブに在住していた家族の第三子として、

脳性麻痺や重度の知的障害、てんかんといった重い障害のある子が出生した。その家族の住んでいた集合住宅には自動昇降機が設置されていなかったため、移動や外出が極めて困難であり、診療や理学療法の受診、教育や社会生活の参加が妨げられており、当該第三子の生活上のニーズが満たされず、また家族の生活の質も低下していた。そのため、2006年、ザグレブ近郊のサモボルという都市に戸建て住宅を購入した。これに伴って、原告は、税務当局に対し、不動産移転税法上の減免措置を申請したところ、当局は、減免の要件、とりわけ、居住上のニーズを満たす集合住宅又は戸建て住宅を保有していないことという要件を満たしていないとして、当該申請を却下した。その後、上級庁への審査請求や行政裁判所、さらにはクロアチア憲法裁判所でも本件決定を争ったが、いずれも棄却された^{xxi}。本件は、この要件についての査定、つまり、従来居住していた集合住宅が、原告の家族のニーズを満たしているという査定が、障害のある子を介護する家族の事情を考慮していないとして、欧州人権条約第14条の平等権規定と合わせ読んだ第1議定書第1条に定める財産権を侵害するものとして欧州人権裁判所に提訴された事案である。

この点に関して、裁判所は、申立人の子の障害が条約第14条にいう「他の地位」に当たるか否かを検討し、これまでもある人の健康状態や障害が「他の地位」にあたりと判断してきたとしたうえで、本件では、申立人自身は不利益な立場に置かれた集団に属しているわけではないけれども、その子の障害に関連する理由で、不利益な取り扱いを受けた程度について問題が生じている、とした。そして、この「他の地位」という文言は、欧州人権裁判所の判例上、広い意味が与えられてきたとし、その中でも、申立人の家族の状況が、差別禁止事由として認定された事例もある、という。したがって、申立人の子の障害を理由とする差別的取扱いは、条約第14条にカバーされる障害に基づく差別の一形態である、と認定した^{xxii}。

(5) ロマ集住地域の電力メーターを地上6-7メートルのコンクリート塔に設置したことが、ロマ出身ではない人に対する人種差別に該当するとした事例：EU 司法裁判所、CHEZ ブルガリア電力供給会社対差別に対する保護委員会事件

なお、関係者差別とも、みなし差別とも解釈できる事案も存在する。本件は、ブルガリアの電力供給会社 CHEZ が、通常は地上1.7メートル程度の高さに設置している電力メーターを、ギズドヴァ・マハラというロマ集住地域では、不正な電力メーターの操作を防止するという理由で、地上6メートルから7メートルの高さに設置していた（以下、「本件慣行」と呼ぶ）。そのため、当該地域に在住していたニコロヴァ氏が、自身の電力消費量を確認することができなかったことについて、ロマ集住地域に対する民族差別であるとして、ブルガリア差別に対する保護委員会に申し立てを行った。これに対して、当該委員会は、本件慣行が、ブルガリア差別からの保護に関する法律に定める民族性を理由とする間接差別に該当すると認定した。しかし、CHEZ 側は、この判断の有効性を争い、行政訴訟を提起し、ブルガリアの行政最高裁判所は、当該委員会の決定を破棄し、差戻しを命じた。再度委員会は、本件慣行について、ニコロヴァ氏がロマ集住地域に在住しているという「個人的状況」を理由とする差別に該当すると判断を行った^{xxiii}。この判断に対し、CHEZ 側が再度ソフィア行政裁判所に上訴したところ、当該裁判所は、本件の審理において、EU 人種差別撤廃指令の解釈が問題となることから、EU 司法裁判所に先決的裁定を求めた。

多数ある付託事項の中で、本稿の関心との関係では、本件慣行がニコロヴァ氏に対する種族的出身 (Ethnic origin) に基づく差別に当たるかという付託事項1である。本件の審理において、ニコロヴァ氏は、自身をブルガリア人であり、ロマ出身ではないと明示的に証言したが、本件慣行に関しては、ソフィア行政裁判所は、ニコロヴァ氏自身が、ロマ集住地域に在住していることを理由に、自身をロマ出身住民と「同一化」し、彼女自身もロマ出身者としたもの

としてみなされるとした。

しかしながら、EU 司法裁判所は、特定の措置から生じる不利益な取り扱いや特定の損失を被った人が、特定の民族的出身を有するものであるか、そのような出身を持たない者であるかに関わりなく、人種差別撤廃指令の規定や欧州基本権憲章第 21 条が適用されるとした^{xxiv}。その理由付けに関しては、前述のコールマン事件を前例として挙げて、「この指令に含まれる平等取扱いの原則は、特定のカテゴリーの人に対して適用されるのではなく、第 1 条に言及される差別禁止事由への言及によって適用される」とし、上記の論旨を人種差別の文脈にも適用している^{xxv}。

結論として、EU 司法裁判所は、ある集団的な措置が、特定の種族的出身を有する人々に悪影響を及ぼしているか、それとも他の人々が、当該出身を持たないとしても、上記の人々とともに、本件慣行から生じる不利益な取り扱い又は特定の損失を被っているかに関わりなく、本件のような事情に対し、人種差別撤廃指令に規定される「種族的出身に基づく差別」の概念は適用されると判示した^{xxvi}。

本件のような状況は、ロマ出身者が多数居住する地域とともに生活や仕事をしているという点で、民族的少数者の隣人、という関係性を理由に不利益取扱いを受けたという点では、関係者差別であるとも考えられるし、CHEZ 側の行為としては、当該ギズドヴァ・マハラに住む人はたいていがロマ出身者であるとみなして、不正行為を行う者という予断をもって、本件慣行を行ったのだとすれば、ニコロヴァ氏に対するみなし差別であるとも言えそうである。

いずれにせよ、本件は、コールマン事件で示された平等取扱いの原則、つまり、全ての人に対して適用されるという普遍性と、被害者がいずれかの差別事由を有しているか否かではなく、差別行為が差別事由を理由として行われたかどうかによって、差別の有無を判断するという枠組みを、人種差別との関連でも適用したものと評価できるだろう。

4. おわりに

本稿では、いわゆる差別禁止事由を現に属性としていない人に対しても、差別被害を救済するための枠組みとして、「みなし差別」や「関係者差別」が、いくつかの人権条約上の解釈として、また、欧州における国際裁判の判例上、認められつつあることを紹介してきた。それらの位置づけに関しては、それぞれの差別規制システムごとに、多少相違があるように思われる。例えば「関係者差別」を差別行為の類型ととらえる場合もあれば（ECRI 一般政策勧告など）、差別禁止事由の解釈の問題として捉える場合もある（グベリナ対クロアチア事件）。また、障害者権利委員会の一般的勧告は、関係者を差別の被害者の一類型としている。

このような「みなし差別」や「関係者差別」の位置づけの違いは、その保護の対象に相違をもたらす場合があるかもしれない。つまり、被害者の一種として捉えた場合、その関係性の濃淡によって、保護を受けるか受けないかに差が生じてしまい、いかに深刻な被害が生じたとしても、いわゆる被差別当事者との関係が薄ければ、その被害は受忍限度内と判断されてしまうおそれがある。そうした場合、被差別当事者以外の人々の差別被害を救済するという、これらの概念の趣旨が滅却されるように思われる。この点に関しては、今少し、国際人権機関や各国の差別規制法の実行を吟味する必要があるだろう。

また、本稿で紹介したように、いくつかの国際人権条約上の解釈として、関係者差別やみなし差別が取り上げられていることは確かである。しかしながら、かかる形態の差別を条約上の規制対象と明示しているのは、比較的少数の条約履行監視機関に限られているため、他の機関での取り扱いはどうであるかはなお調査が必要であるし、また、欧州以外の諸国への広がりやどの程度であるかについても、今少し検討を要するように思われる。これらの論点については、次の研究課題としたい。

-
- ⁱ 齋藤直子『結婚差別の社会学』勁草書房、2017年、98頁。
- ⁱⁱ 齋藤前掲書、100 - 101頁。
- ⁱⁱⁱ 齋藤前掲書、118頁。
- ^{iv} 部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会編・発行『一九九九年版全国のあいつぐ差別事件』解放出版社、107頁。
- ^v 野口道彦『部落問題のパラダイム転換』、明石書店、2000年、37頁。
- ^{vi} 障がい者制度改革推進会議差別禁止部会『障害を理由とする差別の禁止に関する法制の制定に向けて— 論点に関する中間的な整理 —』では、差別禁止法の対象範囲に関する議論において、障害者を対象とするか、それとも全ての人を対象として障害を理由とする差別を禁止するのか、という問題について、「障害者でない人が、身内や友人など、その関係する障害者の障害を理由に差別を受けた場合については、保護の必要性から差別禁止法の適用範囲に含めるべきである」という意見がある一方で、「現時点では障害者でない人を差別禁止法の対象とする必要はない」という意見があったことを記録している。5頁。
- ^{vii} 当該判決は、このような虚偽の記事が、「日本国民の安全などの利益を蔑ろにするという日本の政治家としてあるまじき行為をしていたかの印象を与える」として、原告の社会的評価を低下させると認定したうえで、いわゆる在日認定一般について、次のように判示している。「氏名は、個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容として構成するものというべきであることや、人は、自己の氏名や出身地を人格の重要な構成要素として捉え、これらに強い愛着を抱くことが自然であること（中略）などによれば、本件記載が氏名や出身地について価値中立的な事実を摘示するものであるとしても、明らかに虚偽の事実を記述するものである以上、本件記載は原告の名誉感情や人格の利益を侵害するものということができる」とした。神戸地裁尼崎支部平成20・11・13民二部判決、判例時報2035号、122 - 127頁、126頁。
- ^{viii} ハンセン病家族訴訟弁護団ホームページ、「訴訟の経過」に掲載された判決要旨参照。<https://hansen-kazoku-sosyou.jimdo.com/> 訴訟の経過 /.
- ^{ix} E/C.12/GC/20, para. 16. 日本語訳については、日本弁護士連合会ホームページ「国際人権ライブラリ」に掲載されている。https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/20.pdf.
- ^x CRPD/C/GC/6, para. 20. 日本語訳は、障害保健福祉研究情報システムホームページに掲載されている。<https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/crpd>

gc 6 2018_equality.html.

- ^{xi} ECRI GENERAL POLICY RECOMMENDATION No. 7 ON NATIONAL LEGISLATION TO COMBAT RACISM AND RACIAL DISCRIMINATION, Explanatory Memorandum to ECRI general policy recommendation N° 7 on national legislation to combat racism and racial discrimination, para. 12, p. 14.
- ^{xii} ECRI GENERAL POLICY RECOMMENDATION No. 7 ON NATIONAL LEGISLATION TO COMBAT RACISM AND RACIAL DISCRIMINATION, para. 6, p. 6. 原文は次の通りである。” The law should provide that the following acts, inter alia, are considered as forms of discrimination: segregation; discrimination by association; announced intention to discriminate; instructing another to discriminate; inciting another to discriminate; aiding another to discriminate.”
- ^{xiii} *Ibid*, p. 15.
- ^{xiv} 本稿で言及した条約以外の人権条約、とりわけ人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約に関しては、今のところ一般的意見ないし一般的勧告において、みなし差別や関係者差別に言及するものを見出すことができなかった。これらの条約は、特定の人種等の特徴を有する集団やその構成員、女性、子どもといったカテゴリーに属する人に対する権利保障を主な目的とする以上、当該カテゴリーに属さない人を対象とするみなし差別や関係者差別といった行為の規制とはなじみにくいかもしれない。しかしながら、いずれの条約も平等原則や差別の定義規定を有しており、今後、これらの個人人権条約上の実行でも、かかる差別が問題として取り上げられる可能性は皆無とは言えないであろう。
- ^{xv} European Commission, A Comparative Analysis of non-discrimination law in Europe 2017, The 28 EU Member States, the Former Yugoslav Republic of Macedonia, Iceland, Liechtenstein, Montenegro, Norway, Serbia and Turkey compared, 2017, EU publication office, pp. 39 - 41.
- ^{xvi} European Court of Human Rights, Case of Timishev v. Russia, Nos 55762/00 and 55974/00, 13 December 2005, para. 52.
- ^{xvii} *Ibid*, para. 54.
- ^{xviii} European Court of Justice, Case C- 303/ 06, S. Coleman v. Attridge Law and Steve Law, 17 July, 2008, para. 27, (1), (2).
- ^{xix} European Court of Human Rights, Case of Weller v. Hungary, No. 44399/ 05, 31 March 2009, paras. 7 - 10.
- ^{xx} *Ibid*, para. 35.

^{xxi} European Court of Human Rights, Case of Guberina v. Croatia, 23682/13, 22 March 2016, paras. 7 - 19.

^{xxii} *Ibid*, paras. 75 - 79. なお、本件においては、両当事者のほかに、クロアチア障害者協会連合、欧州障害フォーラム及び国際障害同盟が連名で意見書を提出しているが、ここには、次のような主張が盛り込まれている。「今日、国際人権法は、関係者差別の禁止を要請している。これは、彼又は彼女自身の属性ではなく、関連する属性を有する他の誰かと彼又は彼女との関係を理由とした、ある個人に対する差別事案に関連するものである。この原則は、欧州の中のいくつかの法域において十分に確立しており、またクロアチア差別防止法にも規定されている」という。

^{xxiii} Court of Justice of European Union, Case C-83/14, CHEZ Razpredelenie Bulgaria AD v. Komisia za zashtita ot diskriminatsia, 16 July 2015, paras. 22 - 26.

^{xxiv} *Ibid*, 50.

^{xxv} *Ibid*, 56.

^{xxvi} *Ibid*, 60.